

東京都動物愛護管理審議会答申案の概要

～東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について～

動物愛護管理施策を取り巻く状況

動物飼養の現状 (平成 30 年度実績 ※平成 29 年度飼育実態調査)

- 犬：登録頭数 約 51 万頭
 個体数推計 約 55 万頭*
 狂犬病予防注射接種率 73.0%
- 猫：個体数推計 約 117 万頭*
 (飼育猫 約 107 万頭
 屋外猫 約 10 万頭)

現行推進計画における具体的目標の達成状況

指標	平成 24 年度 実績値	平成 35 年度 目標	令和元年度実績値 (対平成 24 年度比)
動物の引取数	2,866 頭	15%削減	458 頭 (▲84.0%)
動物の致死処分数	2,404 頭	20%削減	308 頭 (▲87.2%)
犬の返還・譲渡率	79.4%	85%以上に増加	97.7%
猫の返還・譲渡率	17.1%	20%以上に増加	44.0%

動物愛護管理法改正 (令和元年 6 月) の主な事項

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - ・第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化
 - ・出生後 56 日を経過しない犬猫の販売等の制限
- 動物の適正飼養のための規制の強化
 - ・都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充
 - ・特定動物に関する規制の強化
 - ・動物虐待に対する罰則の引上げ
 - ・獣医師による虐待の通報の義務化
- 都道府県等の措置等の拡充
 - ・動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- マイクロチップ装着の義務化

動物愛護管理基本指針改正 (令和 2 年 4 月) の主な事項

- 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- 適正飼養の推進による動物の健康、安全の確保、返還・譲渡の促進
 - <殺処分の 3 分類>
 - ① 譲渡することが適切でない ② ①以外の処分 ③ 引取り後の死亡
 - ・犬及び猫の殺処分数を、透明性を持って戦略的に減少
 - ② H30 比 50%減 ①③ 引取数を減少させることにより減らす
- 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
 - ・多頭飼育問題等への対応について、福祉部局等との連携を強化
- 所有明示 (個体識別) 措置の推進
 - ・マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発を推進
- 動物取扱業の適正化
 - ・登録制度の遵守に加え、新たな規制を着実に運用
- 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進 ○災害対策 ○人材育成

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し 各施策を着実に推進

今後取り組むべき施策の方向性

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
 - ・飼い主に対する適正飼養等に係る啓発や情報発信の更なる充実
 - ・マイクロチップ装着等の定着に向けた啓発の推進
- 犬の適正飼養の徹底
 - ・区市町村と連携した法令遵守の徹底
- 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
 - ・相談支援に取り組む区市町村が必要な知識や専門的助言、支援等が受けられる仕組みを整備
- 多頭飼育に起因する問題等への対応に係る連携
 - ・区市町村において関係機関が迅速に連携するための仕組みづくり
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
 - ・虐待等の防止、疑い事例への対応における警察等との連携強化
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成
 - ・地域の課題に適切に対応し指導的な役割が果たせる人材の育成
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
 - ・小学校や児童館等と連携した学習支援を幅広く展開

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 動物取扱業の監視強化
 - ・地理的特性や新たな規制等を踏まえた監視指導の実施
- 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
 - ・業態に応じた指導の検討
 - ・自主管理に取り組む事業者の育成支援
- 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
 - ・適正飼養の責務の重要性についての周知徹底
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
 - ・適正な自主管理の徹底に向けた指導、啓発の実施

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
 - ・地域の実情に合わせた、より効果的な取組を進めるための支援
- 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保
 - ・動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理、飼育環境の整備
- 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
 - ・譲渡活動の取り組む関係者の連携・協力の輪の拡大

次期計画における目標

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	更なる減少を図る
	③ ①②以外の処分 (都における「殺処分」)	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 動物由来感染症への対応強化
 - ・発生時等における関係機関との連携強化
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化
 - ・飼い主の防災力を高めるための取組の推進
 - ・避難所設置主体となる区市町村の対策強化に向けた支援
 - ・動物愛護相談センターにおける災害時対応体制の強化